

長久手古戦場野外活動施設条例の一部を改正する条例

長久手古戦場野外活動施設条例（平成15年長久手町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(利用の制限)</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を拒否することができる。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>暴力団（長久手市暴力団排除条例（平成24年長久手市条例第27号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の利益になると認めるとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>建物、設備、郷土資料等を毀損するおそれがあると認めるとき。</u></p> <p class="list-item-l1">(4) <u>その他管理上支障があると認めるとき。</u></p>	<p><u>(行為の禁止)</u></p> <p><u>第6条 野外活動施設を利用する者は、次の行為をしてはならない。</u></p> <p class="list-item-l1">(1) <u>公の秩序又は善良の風俗を乱すこと。</u></p> <p class="list-item-l1">(2) <u>建物、設備、郷土資料等を損傷し、汚損し、又は滅失させること。</u></p> <p class="list-item-l1">(3) <u>前2号に定めるもののほか、教育委員会が適当でないと認める行為をすること。</u></p>
<p><u>第9条 削除</u></p> <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第10条 教育委員会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定によ</u></p>	<p><u>(職員)</u></p> <p><u>第9条 野外活動施設に必要な職員を置く。</u></p>

り、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、野外活動施設の次に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行わせることができる。

- (1) 第2条第2項第3号に規定する事業の運営に関する業務
 - (2) 野外活動施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - (3) その他教育委員会が必要と認める業務
- (指定管理者の指定)

第11条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切に指定管理業務を行うことができると認められるものを指定管理者に指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用の確保ができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営ができること。
- (3) 第1条の目的を効果的に達成

し、効率的な管理運営ができること。

(4) 指定管理業務を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

(5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いが確保できること。

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(管理の基準等)

第12条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

(1) 関係する法令、条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理運営を行うこと。

(2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

(3) 施設及び設備の維持管理を適切に行うこと。

(4) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 前項各号に掲げる基準に関し

必要な事項

- (2) 指定管理業務の実施に関する事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、野外活動施設の管理に関し必要な事項
(指定の取消し等)

第13条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。
- (2) 第11条第2項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- (3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 第11条第3項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管

理業務の停止について準用する。

(管理を行わせる場合の利用料金)

第14条 第10条の規定により野外活動施設の管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、第5条に規定する使用料の額を上限として、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 前項の場合において、和弓場等を利用しようとする者は、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、前項に規定する利用料金を納付しなければならない。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 第1項の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(読み替規定)

第15条 第10条の規定により野外活動施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第3条及び第4条中「使用」とあるのは「利用」と、第3条、第4条及び第6条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任) <u>第16条</u> (略)	(委任) <u>第10条</u> (略)
-------------------------	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。